

川崎市

未来あんしんサポート事業



川崎市未来あんしんサポート事業とは？

川崎市内在住で葬儀・埋葬等を行える親族がいない高齢者の方等に対し、本会との契約により生前の定期確認、逝去後の葬儀・埋葬、各種届出等の死後事務、遺言書に基づく遺言執行等を含めた終活支援を行うことで、人生の最後を安心して過ごせるよう支援する事業です（入会金・年会費・預託金・事務管理費が必要となります）。



川崎市社会福祉協議会





こんなときご相談ください！

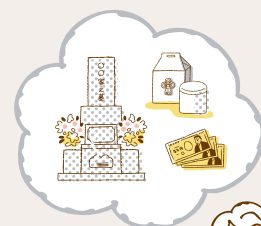


生前見守り



一人暮らしや夫婦のみの 高齢者世帯で心細い

電話や訪問等定期確認により、健康状態やご希望内容に変更がないか確認します。また、ご希望に応じてボランティア活動、介護予防教室、ミニデイ（食事会）等様々な事業をご紹介します。さらに、必要に応じて成年後見制度等もご案内します。



遺言作成

相続のことを どうしようか悩んでいる

相続のことで困らないよう公正証書遺言の作成を支援いたします。作成にあたっては、遺言執行者になってもらうことを含め弁護士や司法書士を紹介します。

葬儀・埋葬

葬儀や埋葬のとき 頼れる親族がいない

葬儀・埋葬について、頼れる親族（子どもや孫等）がいない高齢者を支援いたします。預託金をお預かりして、ご希望に沿った葬儀・埋葬を行います。



未来あんしんサポート事業はさまざまなサービスがございます

- ☐ 定期確認等の生前のサービス
- ☐ 逝去後のサービス
- ☐ 有償で提供するサービス など

詳しくは
次ページを
ご覧ください



● 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会とは、それぞれの市町村で、地域住民や民生委員児童委員の他、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者の参加や支援により、「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っている公的な団体です。

川崎市社会福祉協議会においては、「第5期地域福祉活動推進計画」を策定し、「みんなで支え合い、ともに安心して、その人らしく暮らせる、川崎のまちづくり」の実現を目指して川崎市等と連携し活動しています。

どんなサービスなの？



1 定期確認等のサービス

- 月に 1 回の電話
- 6 か月に 1 回の訪問

2 逝去後のサービス

- 希望に沿った葬儀・埋葬の実施

● 詳細は面接のときに説明させていただきます。

3 契約者に別途有償で提供するサービス

- 通院・通所支援サービス
- 入院・入所支援サービス
- 退院・退所支援サービス
- 転居手続支援サービス
- 書類等預かりサービス

希望に基づいて有償で提供するサービス

サービスの種類	内 容
通院・通所支援サービス	自宅から医療機関又は施設までの付添い。
入院・入所支援サービス	自宅から医療機関又は施設までの付添い。入院・入所の手続き。
退院・退所支援サービス	医療機関又は施設から自宅までの付添い。退院・退所の手続き。
転居手続支援サービス	区役所等での転居の住民票異動等の手続き（市内転居のみ）。
書類等預かりサービス	預貯金通帳、土地家屋権利証書、実印、印鑑登録証、その他本会が認めた書類等をお預かりいたします。 現金、貸金庫に格納できない大きさの物、その他本会が不適切と認めた物はお預かりできません。



利用できる人は？

次の条件の全てにあてはまる方を対象者とします。

- ① 川崎市内在住で原則 65 歳以上であること。
- ② 葬儀や埋葬を行える親族がいないこと。
- ③ 生活保護を受けていないこと。
- ④ 葬儀・埋葬に必要な預託金を納められること。
- ⑤ 入会金、年会費、事務管理費を納められること。
- ⑥ 公正証書遺言により遺言執行者を指定できること。
(作成を支援する弁護士や司法書士を紹介いたします。公正証書遺言の作成には費用が必要です。)
- ⑦ 親族間の相続等について紛争がないこと。
- ⑧ 契約能力があること。



利用（契約）までの流れ

相談受付

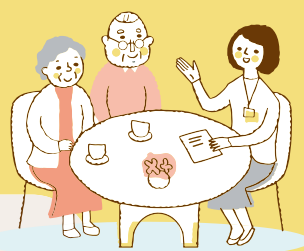
本会へご連絡ください。
面接の日程を調整させていただきます。

TEL. **044-739-8727**



面接

あらかじめ調整した日時に本会へお越しください。本会職員がご心配なことをお聞きするとともに、制度の概要をご説明いたします。



申し込み

面接の結果、本事業の利用を希望される場合は申込書を提出していただきます。その後、ご相談者の逝去後の葬儀や埋葬等について詳しくご希望をお聞きます。申込書の提出で、契約の成立とはなりません。面接は、複数回行う場合があります。

支援内容の検討

対象者としての条件を満たしているか確認します。条件を満たしていれば、ご相談者と本会とで具体的な支援内容を検討します。



公正証書遺言の作成

公証役場で公正証書遺言を作成していただきます（遺言執行者の指定を含む）。作成を支援する弁護士や司法書士を紹介いたします。公正証書遺言作成の費用はご相談者の負担となります。



契約

ご相談者と本会とで本事業の契約を締結します。



費用はどのくらい？



- 入会金 **20,000円**（介護保険料段階が第3段階以下の方は10,000円）
- 年会費 **9,600円**（年度途中に加入の場合は月割計算となります。800円／月）
- 預託金（葬儀・埋葬の費用として）**300,000円以上**が必要です。
※金額は希望する葬儀や埋葬の規模等によります。
- 事務管理費 **預託金の10%**
- 希望に応じて有償で提供するサービス
※預託金以外は別途消費税が必要です。

有償で提供するサービスの料金

通院・通所支援サービス	
入院・入所支援サービス	1時間……………2,000円
退院・退所支援サービス	2時間……………4,000円
	2時間超……………5,000円
転居手続支援サービス（市内転居のみ）	※利用回数に制限があります。条件はお問い合わせください。

書類等預かりサービス	年間…3,000円（月額250円）
	ただし、預かる書類が預貯金通帳の場合、残額が1,000万円を超えるときは
	年間…6,000円（月額500円）

※サービスには別途消費税が必要です。



川崎市未来あんしんサポート事業 よくある質問

対象者について

Q1

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「葬儀・埋葬を行える親族がいないこと」とされていますが、どのような範囲ですか？

A1 子や孫（直系卑属）がいるときは、川崎市未来あんしんサポート事業（以下「本事業」という。）の利用対象外です。ただし、子や孫がいても長期間にわたり音信不通であるとか子や孫に障害があること等によって葬儀や埋葬が行えない場合はご相談ください。

Q2

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「契約能力があること」とされていますが、契約能力とは何ですか？

A2 本事業を利用するときは川崎市社会福祉協議会と契約を締結していただきます。この契約の内容や結果を理解して自分自身で判断できる能力のことです。

Q3

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「紛争がないこと」とされていますが、どういうことですか？

A3 本事業を利用いただくには、公正証書遺言を作成していただく必要がありますが、遺言作成時点で遺言の対象となる財産が確定していない（例 利用希望者を相続人の一人とする遺産分割調停が係属しているような場合）には、本事業のご利用をお断りすることがあります。

預託金について

Q4

預託金はいくら必要ですか？ どのように決めるのですか？

A4 希望する葬儀・埋葬の内容に応じて額は異なります。額は葬儀社の見積により決定します。見積額が30万円を下回る場合でも最低30万円を預けていただきます。もし、葬儀・埋葬を行った結果、余剰金が生じたときは遺言執行者へ返還します。

Q5

預託金の分納はできますか？

A5 恐れ入りますが分納はできません。一括納付となります。

Q6

葬儀・埋葬に備えて葬儀社に互助会の積立を行っています。解約をして社会福祉協議会に預託金を納める必要がありますか？

A6 解約の必要はありません。互助会の内容で葬儀・埋葬を行うことができますのでご相談ください。この場合、積立金を預託金に代えることはできませんが、事務管理費の負担は別途必要です。



Q7

公正証書遺言の作成は必須ですか？自筆証書遺言では認められませんか？

A7 本事業のご利用にあたっては公正証書遺言の作成をお願いしています。公正証書遺言は、裁判官・検察官または弁護士等多年の経験を有する法曹資格者である公証人が作成します。法律的に整理された内容となり、遺言の不備により無効となるおそれもないため、自筆証書遺言に比べて安全確実です。遺言者が遺言内容を公証人に伝え、公証人が筆記したものに遺言者と証人とが署名捺印して原本を公証役場で保管します。また、家庭裁判所での検認も不要であることから、遺言者が亡くなられた後速やかに遺言の内容を実現することができます。なお、公正証書遺言の作成にあたっては遺言執行者を指定していただきます。

※検認…相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

Q8

公正証書遺言を既に作成しています。このままでよいでしょうか？

A8 あらためて公正証書遺言を作成する必要はありません。ただし、本会と本事業の契約を締結したことについて遺言執行者との打ち合わせが必要です。

Q9

公正証書遺言を専門家に作成支援してもらった場合、どのくらい費用がかかりますか？

A9 費用には、①公証人手数料、②専門家（士業）への報酬が含まれます。①は公証人手数料令という政令で定められており、財産額に応じた費用となっています。この他、出張した場合の日当や交通費等別途必要になる費用もあります。②は報酬が自由化となっており、個々に報酬が異なります。

Q10

遺言執行者とは何ですか？

A10 遺言執行者とは、「遺言を実現する者」のことであり、遺言者が遺言書において指定します。遺言の効力は遺言者の死亡により生じますが、遺言者自身は遺言を実現することができません。なお、遺言執行者がいない場合、相続人や受遺者が家庭裁判所に遺言執行者の選任請求を行うこともできます。

※受遺者…相続人ではない者が本人（遺贈者）から遺言に基づいて遺産の贈与を受ける者のことです。

Q11

遺言執行者は何をするのですか？

A11 遺言執行者は、
(1) 相続人に対し就任及び遺言の内容を通知
(2) 遺言者の財産目録を作成
(3) 遺言の執行
(4) 相続人へ任務完了報告
以上の内容を行うこととなります。

Q12

遺言執行者を家族や知人に依頼することはできますか？

A12 本事業担当との連携が必要なことをご理解いただき、上記のような遺言執行者としての業務を確実に実行していただけるのであれば可能です。とはいえ、遺言執行者の業務が事務的に煩雑であり、本事業担当との連携が必要となるため、本事業をご利用いただく上では、遺言執行者を弁護士や司法書士といった専門家に依頼することを推奨しております。

Q13

遺言執行者になってもらえる人がいません。誰か紹介してもらえますか？

A13 公正証書遺言の作成支援を含めて弁護士や司法書士を紹介いたします。

Q14

遺贈とは何ですか？

A14 遺贈とは、遺言に基づき法定相続人以外にその遺産の一部、または全部を譲ることを指します。法定相続人にも遺贈することはできます。

Q15

身元保証は対応していますか？

A15 基本的には対応しておりません。一般的に身元保証に含まれると考えられる役割については以下の通りの対応といたします。

① 債務保証

原則的に預託金の使途は葬儀・埋葬に限定していることから対応しておりません。ただし、公正証書遺言書を作成する際、遺言内容に未払い債務の支払いを含めておくことで、遺言執行者に対応してもらうことができます。

公正証書遺言作成後に、新たな未払い債務が発生した場合には、遺言執行者にご相談していただくことになります。

② 医療に関する同意

医療行為は患者と医療機関との間の診療契約に基づき行われるものですが、医療行為は一般に予見が困難であり、身体的侵襲や生命の危険を伴うため、患者本人が決定・同意する（一身専属）ものであることから対応しておりません。

なお、医療に関する希望を記載した書面をあらかじめ用意しておき、必要になった際、医療機関に提示することで対応することは可能です。

※身体的侵襲…外科手術などによって人体を切開したり、人体の一部を切除する行為や、薬剤の投与によって生体内に何らかの変化をもたらす行為のこと。

※一身専属…権利または義務が本人にのみあり、他の者に移転しない性質のもの。

③ 入院時・急変時の駆けつけ

営業時間内のご連絡やオプションとしての入退院時の付き添い対応はいたしますが、緊急等予定外の駆けつけ対応はしておりません。

④ 入院や入所時の連絡先になること

入院や入所時の手続きで必要となる連絡先としては差し支えありませんが、急変時等の駆けつけは対応しておりません。

⑤ ご遺体の引き取り

対応いたします。もしお亡くなりになられた場合、あらかじめ取り決めた葬儀社へ連絡し、斎場等の安置場所へお移しいたします。

Q16

家財処分をしてもらえますか？

A16 原則的に預託金は使途を葬儀・埋葬のために限定しておりますので対応しておりません。

もし、家財処分の必要性が見込まれる場合は、遺言書を作成する際に、遺言内容に家財の処分を含めておくことにより、遺言執行者に対応してもらうことができます。



詳しい情報は
ホームページをご覧ください



● お問い合わせ先

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
川崎市あんしんセンター

終活支援担当

〒211-0053
川崎市中原区上小田中 6-22-5 総合福祉センター（エポックなかはら）6 階
TEL 044-739-8727 FAX 044-739-8738
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

